

美馬市 事件・事故等対処計画

令和4年10月

美馬市危機管理推進委員会

目 次

第1	目的	1
第2	対象とする事件・事故等	1
第3	対処計画の基本的な考え方	1
第4	対処計画と個別対応マニュアル	2
第5	事件・事故等の対処体制	3
1	危機レベルの判断	3
2	職員の動員	4
3	情報伝達体制	4
第6	広報の実施	4
1	広報活動の基本	4
2	広報内容	4
第7	事後対策	5
1	事後対策の基本	5
2	被害等の影響軽減	5
第8	再発防止策の検討・実施	5
1	検証	5
2	再発防止策	5
3	対処計画・個別対応マニュアル等の見直し	5

第1 目的

美馬市事件・事故等対処計画（以下「対処計画」という。）は、美馬市危機管理指針に基づき、事件・事故等の事態への対処の基本的な対処方針を定めるとともに、対処の手順を明確化することにより、市民の生命、身体、財産に被害を生じさせ、市民生活に被害を及ぼし若しくは市の円滑な行政運営に支障を来すおそれのある事件・事故等が発生した場合又は発生が予想される場合に、速やかに対応し、被害等の発生の防止や、発生した場合の影響を最小限に食い止めることを目的とする。

第2 対象とする事件・事故等

本対処計画で対象とする事象は、次のいずれかに該当する事件・事故等とする。

- (1) 市民の生命、身体、財産に直接的な被害が生じる事件・事故等
- (2) 市民生活に広範な被害又は不安を与える事件・事故等
- (3) 市の円滑な行政運営に支障を及ぼす事件・事故等

なお、美馬市地域防災計画、美馬市水防計画、美馬市国民保護計画等において想定している事象については本対処計画の対象としない。

※ 想定する事件・事故等の事例

対象とする事件・事故等	事 例
市民の生命、身体及び財産に直接的な被害が生じる事件・事故等	市有施設及び市関連施設における事件・事故 (不審者による殺傷事件等を含む。) イベント開催時の雑踏事故 公共工事における死亡事故等の重大事故 市内における公共交通機関の事故 不発弾等の処理事案の発生 等
市民生活に広範な影響を与え、又は市民に大きな不安を与える事件・事故等	化学物質、微生物、細菌等による事故の発生 病害虫等の大量発生 ライフラインの機能停止（短時間で回復が見込まれるものを除く。） 土壌汚染等の環境汚染 等
円滑な行政運営に支障を及ぼす事件・事故等	情報システムやネットワーク機器等の機能停止 個人情報の流出、漏えい等 市長、副市長等の事故 職員による重大な事務処理ミス等の不祥事 等

第3 対処計画の基本的な考え方

<基本的事項>

- (1) 平素から職員の危機管理意識の向上を図るとともに、事件・事故等の発生時に、迅速な対処が可能となるよう、想定される事件・事故等毎の個別対応マニュアルを予め

策定するよう努めるとともに、職員の知識・技術の習得に努める。

- (2) 事件・事故等が発生した場合は、迅速かつ最悪の事態を想定した初動態勢を早期に確立する。
- (3) 第5・1の体制において決定された対処方針に基づき、事件・事故等の発生による、市民の生命、身体、財産及び市民生活への影響並びに社会的影響を最小限に抑えることを最優先に、国、県及び関係機関と連携して対処する。

<本対処計画の適用>

- (4) 事件・事故等の発生時には、本対処計画による対応が必要かどうかの判断が必要となるため、事件・事故等の規模や内容に関わらず全ての事象に関し、速やかに、①発生日時、②発生場所、③事件・事故等の概要、④被害の状況（人的、物的、その他）、⑤初動対応の状況、⑥その他の事項について、所管の部等の長から市長、副市長及び教育長（教育委員会所管事項に限る。）へ報告するとともに、企画総務部長へ連絡する。
- (5) 市長は(4)の報告を受け、速やかに本対処計画適用の有無を決定するとともに、本対処計画を適用する場合には、第5・1のいずれの危機レベルを適用するかを決定する。

<所管部課等による個別対応マニュアルの策定等>

- (6) 事件・事故等の対応に当たる所管部課等が明確な場合は、所管部課等において予め定めている事件・事故等の個別対応マニュアル等に基づいて対処する
- (7) 所管部課等が明確でない場合は、危機管理課が初動対応を行うが、速やかに所管部課等を決定し、所管部課等及び危機管理課を含む関係部課等の連携により対処に当たるものとする。

第4 対処計画と個別対応マニュアル

本対処計画は、本市における事件・事故等に対応するための大枠を示すための計画であり、想定される事件・事故等に対する個別対応マニュアルについては別途各部課等において策定に努めるものとする。

なお、各部課等にあっては、平素から国、県、その他の関係機関との連携や協力の体制を確保するとともに、事件・事故等個別対応マニュアルを策定又は変更した場合は、速やかに危機管理課へ連絡するものとする。

<参考>事件・事故等個別対応マニュアルの構成例

第1章 総則	第1節 計画の目的 第2節 用語の定義 第3節 基本方針（対象とする事態の概要） 第4節 想定被害等
第2章 事前対策	第1節 予防対策 第2節 情報収集・伝達体制の整備 第3節 訓練及び研修等 第4節 市民への啓発 第5節 資器材の調達、備蓄及び管理

第3章 応急対策	第1節 情報の収集・伝達 第2節 緊急事態への対処体制 第3節 応急対策の検討・決定 第4節 二次被害及び被害拡大防止対策 第5節 住民避難 第6節 関係機関との連携 第7節 広報の実施
第4章 事後対策	第1節 復旧対策 第2節 成果及び教訓の整理 第3節 再発防止策の検討・実施 第4節 対処の評価と細部計画の見直し等

第5 事件・事故等の対処体制

1 危機レベルの判断

事件・事故等に対処するための危機レベルの判断は、下表の判断基準及び対応する体制を目安とし、市長が決定する。なお、被害の範囲、市民への影響及び社会的影響が拡大又は縮小すると判断される場合には、危機レベルを移行する場合がある。

危機レベル	判断基準	体制
危機レベル1	被害の範囲、市民生活への影響及び社会的影響が限定的であり、所管の部等において対処が可能な場合	【監視体制（事件・事故等情報連絡室）】 ・情報連絡室長：所管課等の長 ・室員：所管課等の課員 ・所管課等が主体となり、危機管理課及び関係課等が連携して対処する。 ・情報連絡室は、必要に応じて所管課等及び関係課等の長並びに危機管理課長により「情報連絡会議」を開催する。なお、会議開催結果については、会議終了後速やかに市長及び副市長へ報告するとともに、企画総務部長へ連絡する。
危機レベル2	被害の範囲、市民生活への影響及び社会的影響が大きく、複数の部等が連携して対処する必要がある場合	【警戒体制（事件・事故等警戒本部）】 ・本部長：所管部等を所管する副市長 ・副本部長：本部長以外の副市長、教育長、消防長 ・統括調整部長：所管部等の長 ・本部員：全ての部等の長 ・統括調整部事務局：所管課等の長及び危機管理課長が共同で担う。 ・所管部等が主体となり、関係部等及び危機管理課が連携して対処する。 ・必要に応じて「事件・事故等警戒本部会議」を開催する。なお、会議開催結果については、会議終了後速やかに市長へ報告する。
危機レベル3	被害の範囲、市民生活への影響及び社会的影響が非常に大きく、全庁的な対処が必要な場合	【対処体制（事件・事故等対策本部）】 ・本部長：市長 ・統括調整部長：所管部等を所管する副市長 ・副本部長：統括調整部長以外の副市長、教育長及び消防長

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括調整部副部長：所管部等の長 ・ 対策本部内の応急対策各班は、事件・事故等の種別や被害の有無等状況に応じて、「事件事故等対策本部会議」で審議して編成する。 ・ 本部員：部等の長（班長以外の部等の長） ・ 統括調整部事務局：所管課等の長及び危機管理課長が共同で担う。 ・ 所管部等が主体となり、全庁体制で対処する。 ・ 必要に応じて「事件・事故等対策本部会議」を開催する。
--	---

2 職員の動員

1の危機レベルに対応する体制における本部長は、必要に応じて職員の動員を命令できるものとする。（事件・事故等監視体制（危機レベル1）にあつては、室長が所管する課等の職員に限る。）

3 情報伝達

職員は、事件・事故等に関する情報の収集に努めるとともに、情報を得た場合は、その内容を速やかに上司に報告する。

また、第3(4)による報告、連絡に限らず、対処に関する進捗状況等を含め、必要に応じて、適宜、市長、副市長及び教育長（教育委員会所管事項に限る。）へ報告するとともに、企画総務部長に連絡する。なお、企画総務部長に連絡された情報については、危機管理課において一元的に管理し、必要に応じて関係する部課等や関係機関と共有するものとする。

第6 広報の実施

1 広報活動の基本

市民の安全確保と情報不足による不安の広がりや混乱等を防止するため、第5・1の危機レベルに対応する体制において、関係機関の協力を得て迅速かつ的確に効果的な広報を実施する。

2 広報内容

広報の内容については、事件・事故等の内容や規模等に応じて、市民が必要とする情報を精査し、概ね次の項目とする。

<input type="checkbox"/> 事件・事故等の発生場所、発生時刻	<input type="checkbox"/> 避難の必要性の有無、避難所設置情報
<input type="checkbox"/> 安否情報	<input type="checkbox"/> 市民のとるべき措置
<input type="checkbox"/> 事件・事故等の状況	<input type="checkbox"/> 今後の予測及び二次被害の可能性
<input type="checkbox"/> 交通規制、各種輸送機関の運行状況	<input type="checkbox"/> ライフラインの状況
<input type="checkbox"/> 被害の状況と応急対策の実施状況	<input type="checkbox"/> 問い合わせ、相談窓口
その他必要な事項	

第7 事後対策

1 事後対策の基本

- (1) 事件・事故等の発生による市民の生命、身体、財産及び市民生活への影響並びに社会的影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ的確な復旧を図ることを基本とする。
- (2) 事件・事故等に係る応急対策が概ね完了したと認められる時点で、第5・1の体制で速やかに事件・事故等の発生した現場周辺の安全確認を実施する。
- (3) (2)により安全が確認されたときは、報道機関を通じてその旨を公表するとともに、市ホームページ、音声告知放送などの手段を活用して広く市民に周知する。
- (4) (2)により安全が確認されたときは、関係機関と連携し、立入制限等の各種制限措置を解除する。

2 被害等の影響軽減

- (1) 事件・事故等により現場周辺の市民等に健康上の問題が生じると判断された場合は、市は健康上の相談に応じるための体制を確保する。
- (2) 事件・事故等により風評被害が発生すると判断された場合は、市は、その被害を防止又は軽減するための措置をとる。

第8 再発防止策の検討・実施

1 検証

所管部課等は、事件・事故等の発生情報の入手から事後対策までの経過を分析し、対処結果の検証を行うものとし、その結果を市長、副市長及び教育長（教育委員会所管事項に限る。）へ報告する。

2 再発防止策

所管部課等は、1の検証結果を踏まえ、再発防止策を取りまとめ、その結果を市長、副市長及び教育長（教育委員会所管事項に限る。）へ報告するとともに、市長の了解を得た上で実施する。

3 対処計画・個別対応マニュアル等の見直し

1及び2を踏まえ、必要に応じて本対処計画の見直しを行う。また、所管部課等においては、1及び2を踏まえ、必要に応じて事件・事故等の個別対応マニュアルの見直しを行う。